

# 翻刻『俳諧歳時記』(九)

## 播本眞一

### はじめに

本稿は、「翻刻『俳諧歳時記』(一)」「同(八)」に続き、  
曲亭馬琴(一七六七—一八四八)が享和三年(一八〇三)に  
刊行した『俳諧歳時記』(二卷二冊、横本)を翻刻するもの  
である。今回は紙幅の都合で、下冊「秋之部」百三十六丁オ  
モチ五行目から同百五十三丁オモチ六行目までを対象とした。  
凡例などは前記拙稿(一)を参照していただきたい。

### 『俳諧歳時記』翻刻

俳諧歳時記秋之部 江戸 曲亭主人纂輯

鳥鵲かまきの橋「淮南子」『もしほ草』に、後成恩寺殿の『鴉鷺記』  
を引て云ク、『史記』に云、瓊けいに夫婦あり、夫を遊子あしといひ、  
婦を伯陽はくやうといふ。偕老かいろうの契ちぎり深し。子こは二八にじゅうはちの候ごう、陽やうは三四

の旬也しゅん。いふころは、遊子ゆうし十六才、伯陽はくやう十二才也。夫婦  
となりて、互たがいにこゝろさし切也。ともに月を愛あいすること限り  
なく、夕には月の出るをまちて里にゆき、暁は月の入るを惜をし  
みて高き峰に登る。伯陽九十九にして死す、遊子ふかく歎なげき  
て月を形見と見る程に、或夜、伯陽はくやう鵲かまきに乗りて空を飛行し  
ければ、遊子ゆうし特とになげきて百三才にして死せり。遂ついに天の星  
となりて、鳥とりにのりて天を飛行し、夫妻銀河を隔へだたり。され  
ども帝てい釈しやく、毎日この川にて水を浴あび給ふゆゑに、水みづ穢けかれありて  
渡ることを許ゆるされず。しかれども、(百三十六才)七月七日  
は、帝てい釈しやく、善法堂へ御参りの日なれば、水を浴あび給ずして渡  
ることを許ゆるされぬ。年に一度といへども、人間の為には一日  
一夜也。この時、鳥とりと鵲かまきと羽を双なごべ、橋となりて、牽牛けんぎゆう・織  
女おりひめを通わたす也。これを鳥鵲かまきの橋といふ。『遊仙窟』に、病やま鵲かまきの  
二字を、やもめからすとよめり。されは、鳥とり鵲かまきの二字をか  
さゝきとよむこと、不審ふしんなきかと也。年の渡わたり年に一度、

天の川をわたるころ也。紅葉の橋 もみぢの橋は、まことにあるにあらず。たとへば、あらましをいふ也。「八雲御抄」漢毛伝に、烏鵲の橋の口には紅羽を敷、二星の屋形の

前には風冷々たり。是は紅葉にあらねども、紅葉といふにつけて、羽の字をえうの声によむなり。二星の、あかめわかれの涙、鵲の羽を染て紅になるをいへり。「藻汐艸」二星の屋形 唐の天室中、後宮七夕に錦綵を結びて楼殿を成。高サ百丈、数十人を容べし。花果酒炙を陳らね、坐具を設け、以て牛女の二星をまつれり。本朝の戯は少しくこれに異也。七

ツの棚を張り花を折り、花果を備へ空焼等の事あり。共にこれを星の屋形（百三十六ウ）といふなり。乞巧奠 唐の

宮嬪、七夕に蜘蛛を以金盤の中に納れ、曉に開きて蜘蛛の糸の稀密を視て、巧の多少を得たりとす。「潜確類書」七夕に、婦人糸縷を結び、七孔針を穿ち、或は金銀鍍石を以て針とし、瓜・菓を庭中に陳らね、以て巧を乞ふ。蟳子ありて瓜の上に網するときは巧を得たりとす。「荆楚歲時記」 索餅 七月

七日、織女神を祭る。又、牽牛神あり。その祭供には素麩を以す。是、糸織の象に表す。並に壱餅を以す。これ鋤耕の象に表す。「先代旧事記」昔、高辛氏の女子、七月七日に死す。その霊、鬼神となりて人に瘡を病しむ。その存る日、麦餅を好り。故に、その死る日に到りて素餅を以これを祭る。後人皆、素餅を食へは瘡疾を患す。「十節記」七月七日の素麩は、巨旦が筋也。「簾簋内伝」今の俗、七夕に冷さうめ

んを食ふは、これらのことによるにや。洗車雨 洒淚雨

七月六日の雨を洗車雨といひ、七日の雨を洒淚雨といふ。

「天中記」この夕雨ふれば、二星会ずといふ俗説、この洒淚雨（百三十七ウ）をおもひ誤りしにや。七箇の池

百子の池 戚夫人の侍兒賈佩蘭、後出て扶風の人段儒が妻となり、宮内にありし時のことを説、二云云。七月七日、百子池に臨み干闥婁を作す。楽畢て、五色縷を以て相羈す。謂て相連愛とす。「西京雜記」大盃に水を入れ大空の星を移す。「公事根源」七箇の池とは、七の盃に水を入れ、鏡をつけて

星の影を移すをいふ。百子の池とは天の河をいふ。織女を百子姫といへは也。又、百の盃に水を入れて手向るといふ説あれと、百の盃はあまりに多かるへし。百子池と名つくること愚按あり。くはしく化生の条下に注す。妻迎船「八雲御抄」左小舟「同上」妻送船「藻汐」妻越船 具穂

船「八雲」七種の船 いろくくの宝を七品つみて手向るをいふ。七夕の遊びには、七の数を用て七遊などいふことあり。星祭 星の手向 七月七日の夜、庭を洒掃し、露に几筵を施し、酒脯 時菓を設、香粉を河鼓織女に散じ、一星の会するに当りて、夜を守る（百三十七ウ）者、戚志願を懐く。或

はいふ、天漢中を見るに突々たる白光あり。これを徴として、見る者拝し願ふ。富を乞ひ、寿を乞ひ、子を乞ふ。只一ツを乞ふことを得、兼求ることを得ず。三年にして乃チこれをいふ。頗その祚を得る者あり。「崔氏四民歲時記」先ツ七日な

れは、藏人御調度を払ひ拭ふ。夜に入て乞巧奠あり。御殿の庭に机四脚を立て、灯台九本、各灯あり。机の上にいろ／＼の物をすえたり。「公事根源」筑前国大嶋の星の宮とて、北は彦星を祭り、南は織女を崇む。二社の間に河あり、天の河と号く。女を得んと思へは、彦星の宮にこもる。七月朔日より七日の夜半に到り、河中に棚を結て、盃へ上中下三ツに水を入れ双べて、盃三ツに男の名を書て、祭をなし、盃に移りたるに随ひて、その男女を定る也。この祭をせんとて、天の河原に立ぬ日はなしといへり。「采雅抄」「古今」、秋風の吹にし日より久かたの天の河原に立ぬ日はなし、よみ人不知。願の糸 乞巧奠西北の机の上に、金針七ツ、銀針七ツを挿み、件の針別々に七孔あり。五色の糸を以て澁合してこれを貫く。「江次第」漢の綵女、七月七日を以て七孔鍼を開襟樓に穿俱に以て習之。「西京雜記」(百三十八オ)七夕に婦人、綵縷を結び七孔針を穿つ、或は金銀鑰、石を以て針とす。「歳時記」又唐の宮中、七夕に妃嬪各九孔針五色線を執て、月に向てこれを通す。通る者は巧を得たりとす。○明皇、貴妃とも、七夕に花清宮に宴し、酒饌を庭につらね、恩を牛女に求む。又各、蜘蛛を捉て小合の中に閉て、曉にいたり開き視るに、糸綱の稀密を巧の候とす。故に、民間も又これに効ふ。「天寶遺事」七夕祭ともいふ也。香花を供へ、供物を調て、庭上に文を置て、竿の端に五色の糸をかけて一事を祈るに、三年の内に必す叶ふといへり。故に乞巧といふ。「公事根源」

乞巧は蜘蛛の稀密より名く。星の薰 机のうへの火とりに、終夜空たき物あり。「公事根源」庭の立琴 乞巧奠に御所より第一張を申下し、東北西北の机上の妻に置。注二、延喜十五年の例、和琴を用ふ。裏書に云、柱を立るに三様あり。常に半呂・半律を用ふ。秋の調子也。「江次第」半呂・半律とは、楽書に云、黄鐘調・大食調は律・呂の調也、半律の調也。「公事根源頭書」星のかし物 七月七日麴を作、(百三十八ウ)藍丸及ヒ蜀漆丸を合し、經書及ヒ衣装を曝す。俗に習ふこと然り。「四民月令」郝隆、七月七日隣人を視れば、皆衣物を曝す。隆乃仰臥して腹を出す。人その故を問ふ、曰、腹中の書を晒のみ。「世説」晋の阮咸、字は仲容、七月七日旧俗の法当に衣を曝べし。諸阮庭中爛然として締錦にあらざるはなし。咸、ときに総角たり。乃ち長竿を立て、大布の犢鼻を標し、庭中に曝して云、いまだ俗を免るゝこと能ず。○七夕に革裘を曬曝すれば虫なし。「章氏月令」供具をと、のへ、庭上に文をおく。「公事根源」七夕に書籍衣服を晒より、それを星にかすとて、星のかし物とも、かし小袖ともいふ也。化生 歳時記に云、七夕に、俗、蛸を以て嬰兒を作り、水中に浮べ、以て婦人、子に宜きの祥とす。これを化生といふ。王建が詩に云、水拍銀盤弄化生、是なり。今の人、泥塑嬰兒、或は銀範を以する者、化生をなすことをしりて、七夕の戯なることをしらず。「五雜俎」馬琴按するに、水銀盤を拍て、化生を弄すという者は、百子の池此

なるべし。凡、七夕の戯は、婦人子の多キを願ふより起る。百子は子の多きをいふ。池は銀盤也。或は(百三十九オ)百子池を以天河とし、或は百个の盥とする者は非ならん。○謝肇淪云、牛女の事『齊諧』より始り、武丁の妄言に成り、博物彙編の浪説に成る、云云。愚謂、七夕牛女の祭は元ト女兒の戯れ也。詩人探てこれを賦す。一時風流の玩とするは可也。是を以実事とおもへる者は男子の見ニあらず。謝氏『雜組』に具にこれを論たり。七宝枕 梶の葉 晋の郭翰、少して清標あり。月に乘じて庭中に臥す。織女これに降り、与諧に伉儷す。しかして後、七宝枕を以留贈り、別を訣して去ル。「五雜組」むかし余吾の海に天人下り、羽衣を獵師に盜れ、こゝろならず獵師の妻となり、年月を経て羽衣を得て天上し、ふたゝひ獵師とゝもに昇天す。女は織女となり、男は牽牛となる。その再び天へ上る時、梶の木の上より糸をおろし、これにとり附て上る故に、二星の手向に梶の葉を用ひ、願の糸とて五色の糸を用ふ。略してこゝに記す。このこと、淡海志にもみえたり。「高辻章長朗詠抄」愚云、是日本に生ずる所の牛女也。羽衣てふ謡曲これに似たり。原はみな『搜神記』に載する所の、扶風の田夫樹下に六七個の少女を視る、一女、毛衣を脱り、田夫(百三十九ウ)とりてこれを蔵す、遂に飛ことあたはず、便その婦となり、しかして三女を生、後毛衣を積稲下に得て、三女とゝもに天上し去る、といふを擬して作れる也。芋の葉の露 露とり草とは、七

夕の歌を書附るに、芋の葉の露にて書付る也。「藻汐艸」短冊竹壳 むかしは七月六日、市中、穀の葉を売る。明夜、詩歌を書いて二星に供す。或は短尺に楸の葉を用ひて詩歌を書。今は民間の兒女、五色の紙を剪て短冊とし、これに古歌を書、篠の葉に結び、高く屋上に出す。これ竹竿の五綵糸に換るもの歟。昨今、市中、短尺竹うり多し。又近来、五色の短尺紙を売ありく也。飛鳥井の鞠 七夕に、飛鳥井・難波の両家、蹴鞠の会あり、恒例也。上賀茂、松下露弘、并に枝鞠、上足等の義あり。堂上及び地下の門人、多くあつまる。池の坊立花(七日) 洛の六角堂頂法寺雲林院は、三条の南にあり。近世の僧専光、数品の花枝を一瓶にして、山水の景象を摸することを得たり。俗、これを立花といふ。今に到りて年々これを玩ぶ。(百四十オ) 例年七月七日、立花、数品砂の物等あり。諸人競ふてこれを見る。これを池の坊の立花といふ。二星に供するのこゝろ也。本願寺の籠花(七日) 本願寺、西は、六条南大宮東、北小路の北、油の小路の西にあり。東は、六条の南、烏丸の西、北小路の北、新町の東にあり。両門跡と称す。七月六日の夕、東西の本願寺末派、并に家礼、花数種を以船の形を作り、又槽の形を造り、中に草花数品をたて、門主に献す。これを堂上に並おく。今日(七日) 諸人これを見る。七日の御節供、持統天皇五年秋七月七日、公卿宴會す。仍て朝服をたまふ。「日本紀」内膳司よりこれを調進す。今日索餅を用ること故あるに

や。「公事根元」今日、武家并に地下、ともに白帷子を着し慶賀す。戸々必ず素麴を喫し、或は送に相おくる。素麴は素餅を摸せり。逆の峯入 七月のはじめ、大峯修験道山伏の客僧、大峯より京に出ッ。大なる法螺を吹き、金剛杖を拏り、戸々を遍歴し齋料を乞ふ。或は前鬼木鉢、或は奈良硫黄等の物を(百四十ウ)檀家に贈る。凡、峯人の法、本山派、熊野より大峯に入る、これを順の峯といふ(春也)。当山派、大峯より熊野に出ッ、これを逆のみね入といふ。文珠会

〔八日〕 是は東寺・西寺にて行はる。仁明天皇天長十年七月八日、大法師泰善、はじめて文珠会を修す。「公事根源」

文珠会は畿内の郡邑、ひろく此会を設、鹿食等を弁じて、貧者に施し給ふ。是、文珠涅槃經の文に依る也。云ク、若、衆生ありて文珠師利の名を聞んに、十二億劫生死の罪を除却せん。若、禮拜供養する者は、生々の処恒に諸公の家に生ん。〔大政官符の略〕 六道参(九日) 五条の末北、建仁寺 雲の角にあり。今の建仁寺大晶院、管領す。是珍篁寺の本尊、云云。「名勝志」珍篁寺は引法大師の開基にして、元葬場たり。小堂に地藏を安置す。世に六道と称す。伝いふ、この所冥途に通ず、故に篁、此所より親、六道に行て帰れりと。これによりて、毎年七月盂蘭盆前、九日に男女参詣す。「雍州府志」今日、諸人六道地藏に詣て、男女、鉦を鳴し聖靈を迎ふ。各櫛の枝、或は新米を買て(百四十一才)精霊に供ず。これを和といふ。横売 今九日、諸人

六道にまうで、櫛の枝を買ひ、家に帰り霊前におく。俗、聖靈櫛の葉に乗りて来たるといふ。これ聖霊を迎ふの意也。六道は、桓武天皇延暦十三年、長岡より今の京に遷らせ給ふ時、諸人の葬所と定めたまふよし、『遷都記』に見えたり。「源氏」に、桐壺の更衣を葬るをたぎといふ所にそのさまいかめしうと書るも此所なりとぞ。本尊薬師如来は伝教大師の作、七仏薬師のその一といへり。清水千日詣(十日) 浅草四万六千日詣(同日) 七月九日より十日にいたりて、清水観音に諸人参詣す。夜に入りて参詣殊に多し。今日の参詣、平日の千度にあたるといふ。江戸浅草の観音も同日にして、或は共にこれを四万六千日といひ、或は六万六千日にあたるといふ。この事、更に本説なし。但、西行の『撰集抄』七の十六に、出所謂悲華経を引く。しかれども今の謂悲華経にこの文なし。○七月十日、四万六千日にむかふ。「観音欲参記」王子権現祭(十三日)(百四十一ウ) 神社、武州岩附領王子村にあり(江戸日本橋より二里余)。祭る所、熊野三所権現也。别当、禅夷山東光院金輪寺(真言宗、寺領二百石)。社説に云、文龜元年勸請、寛永十一年□官より修造を加へ給ふ。毎年七月十三日、祭礼あり。寺中十二坊より田楽踊を出す。その体、甚古雅也。法師二人、甲冑を着し、手に長刀を持ち、腰に七本の太刀を佩。この外、児踊等あり。乃ち七度半の使立て、踊をはしむ。これ田楽法師の遺風歟。又、神代の巻に、土俗此神の魂(熊野)を祭るには、

花の時は花を以祭る、又、鼓・笛・幡旗を用て歌ひ舞て祭る、といふを象れり。今日、江戸及比近在より諸人参詣す。志願ある所の者は、竹竿を以て鎗を造り、これを神前に納め、又、社内にある所の竹竿鎗を請受ケ携持て家に帰る。亦、当院より、万病妙応の丑香といふ神薬を出す。病苦ある者はこれを請て用るに大に驗ありといふ。この辺すべて春遊の地也。飛鳥山さくら多く、滝野川〈崖弁才天〉茶麿花に名あり。不動の瀧は成就院の境内にありて、石神井川は王子山の碁を流る。梶原塚、大迫物の地、枚挙するに遑あらず。(百四十二オ) 踊躍 念仏おどり、題目踊、灯籠おどり、伊勢踊、木曾踊、小町おどり。王子醇、はじめ懇可を平げ、軍士にをしへて誑鼓戲をなし、遂に世に甚行はる。子醇、西人と对阵せし時、軍士百余人に命じて誑戲をなさしめ、隊に軍前に出ツ。虜、見て驚き愕く。遂にこれを撃破る。注に云、誑鼓戲は、樂人、雜劇をなして跳躍する也。世人、皆これに効ふ。「書言古事」是躍の権輿歌。○本朝の俗、七月十四日より晦日にいたり、毎夜、大人・小兒街頭に踊躍を催し、或は夜中、同列して相知るところの家に到り、大に踊をなす。これを懸おどりといふ。そのかけらるゝ所の家、ふたゝび踊を催して、これに酬ふ。これを返し踊といふ。その歌曲をはしめに発する者を、すべて音頭と称す。○念仏踊は、洛北川合村、一乗寺村にあり。念仏を唱へて踊をなす也。○題目おどりは、洛北修学寺村にあり。卍中の老嫗、法花の題目を唱へ、踊をな

す也。松か崎、又同じ。○燈籠おどりは、洛北、岩倉・花園の両村の少女、大燈籠を頭に戴き、八幡の社前に聚、(百四十二ウ)男子、太鼓を鳴らし笛を吹て、踊をすゝむ。これを燈籠おどりといふ。戴く処の頭上の灯籠、踊をなすの機関あり。女子の家々、春初よりこれを製造し、迭にその模様を秘すといふ。○小町おどりは、小街踊也。或説に、今江戸民間の女兒、十人或は廿人相つらなりて、且ツ歌ひ且ツはしる、是小町踊也といへり。○伊勢おどりは、世にいふ松坂音頭也。○木曾おどりは、地名によりて名づく。その外、紀州の齊家、洛北の幡枝地藏踊等、都鄙習ひ得るところによりて、各その名あり。枚挙するに遑あらず。撰待 門茶 往來の人に茶湯を施すなり。撰待の名は、「仏祖統記」十八宗晝伝、又同書廿九銭止庵伝、及び「碧巖」第三にも見えたれば、唐山にもあること也。燈籠 高灯籠、揚灯籠、切籠とらう、舞灯籠。灯籠を禁裏に献せらる。十四日、殿上の燈籠を、諸人許されて御庭に入りて、これを窺ひ見る。凡、中元に灯籠をみるに、寛喜前後に起りて、今に到り相統て歳事とす。定家卿『明月記』に云、近年民(百四十三オ)間、長竿を建て、その末梢に灯籠を設け、紙を貼し灯を挙て、遠近ともにこれを見る。流星に似たり、云云。○宋の初に、中元・下元、皆燈を張ること、上元の例の如し。太宗、淳和年中始めてこれを罷む。「五雜俎」本邦の俗、中元の夜、家々燈を張て、廿四日乃至晦日に到る。或は朔日より卅日に到るもあり。新墾

の家には、白き挑灯を出すもあり。三年の後、はじめて又灯籠を張る。高灯籠は、寺院に於て、光明真言四十九返唱へ加持して、燈籠にもおなじく真言を書き。この光を得る所は真言の功德力を以て成仏するといふ。真言の四十九返は、卒土の四十九院に象る也。この光、冥途の闇を照らして、亡霊の迷をはらすとぞ。盆前 草市 荷葉売、麻から売、盆太鼓。

盆市 京の俗、太鼓、団扇、大小の木刀、加伊良木、三尺手拭、奇特頭巾、作り髭、金銀箔の紋所等を売る。これ盆躍に必要な具也。又盆前、截子灯籠、台灯籠、金灯籠、草挑灯を売る。これ皆、中元の夜点ずる所也。又、素麴、(百四十三ウ) 秬米、茄子、角小豆、空閑梨子、木酩柿、鼠尾艸、荷葉、麻柯、大小の土器、真孤の筵、同繩、杉の葉、篠竹、供饗膳、破子、かななかけ、茶碗、水鉢、香炉、線香、抹香、草花、密等を売る。民間聖靈会の処用也。十三日の未明、江戸の巷口便りよき所に商人集ひ来り、件の諸品を売る。これを草市といふ。諸人競ふて買ふ。巳の剋に到りて、始めて市を罷。中元(十五日) 修行記に云、七月中元は大広の月。道書に云、七月中元の日、地官下り降り、人間の善悪を定む。諸大聖、普く宮中に詣し、道士、その日夜に於て経を誦し、十方の大聖、ひとしく靈篇を録し、餓鬼・凶徒ともに鱗脱を得。○道経に、正月望を以て上元とし、七月望を中元とし、十月望を下元とす。遂に三元・三官・大帝の称あり。是俗妄の甚しきなり。「五雜俎」 迎ひ火 七月十三日の

薄暮、都鄙ともに聖靈を迎ふの義あり。此とき、門前に必ス麻柯を焚。これを迎火といふ。十六日の夕、又送り火を焚。

○閩人最 中元を重す。家々猪陌冥衣の具を設け、先人の号位を列ね祭てこれを燎く。(百四十四ウ) 女家則ち、父母の冠服袍笏の類を具し、皆紙に爲者これを籠るに紗を以て送る。莆中に到るときは則ち、清晨陣 設ること甚厳也。子孫冠服を具し、揖讓聲折して神を導き、以入る。祭畢りて復送りて、これを出す、云云。「五雜俎」 盂蘭盆 盆供。齊明天皇三年七月、始て盂蘭盆会を設。同五年、勅して『盂蘭盆経』を諸国に下し講ぜしむ。「日本紀」 盂蘭盆は、是釈氏の孝を述、恩を報ひ、苦を救ふの要たり。目蓮の母をすくふを以始とす。梵語には盂蘭、此には倒懸といふ。盆は此方の器也。「釈氏要覽」 目蓮比丘、その母の餓鬼中に生ずるを見て、則ち鉢を以飯を盛、往てその母に餉す。食いまだ口に入らず、化して火炭となる。終に食ふことを得ず。目蓮、大に叫びて馳還り、仏に白す。仏の曰、汝が母罪重し。汝一人の力、いかにともする所にあらず。當に十方の衆僧の威神力をもとむべし。七月十五日に到り、當に七代の父母、現在の父母、厄難中にあるもの、爲に、百味(百四十四ウ) 五菓を具へて、以盆中に着て十方の大徳を供養すべし。仏、衆僧に勅して、皆施主の爲に七代の父母を呪願し、禪定の意を行しめ、しかして後、食を受よと。この時、目蓮の母、

一劫餓鬼の苦を脱することを得たり。目蓮、仏に白す、永く來世の仏弟子、孝順を行ふ者、又孟蘭盆会を奉じて、爾することを得さしむへし。可ならんや。仏の言久、大に善。故に後代の人、これに因て、広く華飾をなす。乃、木を刻み、竹を割、餛飩煎糸、花果の形をなし、工巧の妙を極るに至る。「事文類聚」「孟蘭盆会」 聖靈まつり 靈祭、魂棚、聖靈棚、棚經、盆の宮。○十四日より十六日にいたりて、家々棚を張、先人の位牌を列ぬ。これを魂棚とも聖靈棚ともいふ。その靈をまつるを靈祭ともいひ、又天聖靈祭ともいふ。その式、飯器を公卿台・破子・かんなかけに載、菓餅香花を供して、これを祭る。又荷葉を鉢中に布、厨尾草を以水を灌ぎ、看經して靈位を拝す。その鉢を謂て水向鉢といふ。その家の宗門の僧徒來りて、牌前に誦經す。(百四十五才)これを棚經といひ。京の俗の方言に、盆中用る所の三方台を公卿台といひ、倍木をかんなかけといふ。○謝肇淛云く、孟蘭盆会は、目蓮の母、餓獄中に陥るの故に、因てこの功德を設け、諸の餓鬼をして一切食を得さしむ。人の祖先、その天堂に登り、極樂世界に生ずることを望す、餓鬼を以これに期す。思はざることを甚し。「五雜俎」まぎく、と在が如し靈まつり、季吟。 生御靈 荷の飯 刺鯖 文明八年七月十一日に云、參内、若宮方公卿方以下、有御祝之儀、いきみたま、二云云。「親長卿日記」生御靈といふこと、文明の前の頃よりはじまりたると見ゆ。七月の盆に、亡者の靈魂をまつるよりして、

現在の父母、兄弟などの生御靈を祝ふことゝる也。○本朝の俗、七月になれば生る二親を供養して、生身魂と名づく。是も孟蘭盆会の修行也。盆經に云、願くは現在の父母をして、壽命百年、病なく一切苦悩の患ひなからしめん、二云。是七月十五日、僧自恣の日、現在の父母、壽命長久を祈る、発願の文也。「閑窓倭筆」○蓮の飯を考(百四十五才) 嬖の靈前に供じ、又親戚の家に贈る。これを生靈祭と名づく。荷の葉ヲ以蒸る糯飯を包み、親首艸を以これを縛す、仏名によるもの歟。「和三三」七月十五日前に、人家各糯飯を荷葉に裹み、鯖をその上に載て、親戚の間、互に相贈りてこれを祝ふ。これを蓮の飯といふ。この月、もつはら鯖魚を賞す。鯖魚一雙を一挿といふ。一魚頭を以一魚頭の内に挿む、故に刺鯖といふ。墓參 七月朔日より十五日に到りて、各祖先の墳墓に詣る也。是唐山の人、晴明の日、上墳祭掃の礼に同じ。○「源の順家集」に、七月十五日ばむもたせて山寺にまうづる所、けふの為をれる蓮の葉をひろみ露おく山に我はきにけり、是盆の墓參也。○伊賀の古里にて、家はみな杖にしらがののか參、はせを。 三井寺女詣(十五日) 江州長等山崇福寺(又蓮福寺)地福院は、大津の側にあり。園城寺、又三井寺と称す。園城寺は御園に隣を以名とし、三井寺は西巖に靈泉あり。天智・天武・持統、三帝即位の時、この井の水を抱て浴湯に献す。(百四十六才) 因て三井といひ、後改て三井に作る。是三皇の浴井、竜華三会の義也。この寺、平日女人



結界の山也。只七月十五日、女人の参詣を許し登山せしむ。

これを女詣といふ。当山は智証大師円珍の開基也。夏書納

仏者、四月十六日より七月十六日に至り、一夏九旬の間、

他の化益の為に、聖経及ヒ名目・題目を書写し、夏終るの

後、これを草塔伽藍に納め、三界万靈に回向す。これを夏書

納といふ。俗子も又、これに効ふ。夏解草 僧尼、解夏の

日、綵を以節を束ねて檀越に遺る、これを夏解草といふ。今

この草を詳にするに、已に五分法身の座とす。故に吉祥草

と名づく。「釈氏要覽」四時、一色泉石の下に生ず。山邨の

人、以瓶に挿みて視る。先に蔭字ありといへども、葱翠に

して凋まず。家に吉事あればおのづから花を開く。故に吉祥

草と名づく。「漳州府志」節は伊刃ノ反、音印、草の名也。

「字彙」『大和本草』に云、夏解草は麦門冬の大なる者なり。

水灯会へ十六日、城州宇治郡太和田、黄蘗山万福寺にあり。

当寺は華人黄蘗隠元(百四十六ウ) 瑠禪師、明曆中の建立也。

今夜、宇治川の船中にてこれを修す。水中施食の法事也。そ

の式、船二艘を双、申の剋斗に岡屋の前に出、先ツ流レに

浜りて、宇治橋の下に到り、暮に及て船中数个の灯台を点

じ、僧徒左右に座を列ね、七如来の牌を安し、供物を備へ、

経巻を誦し、音磬をうちて流レに随て下る。しかして後、

三百六十個の燈を宇治川に浮べ、流レに随ひ、水に順ひ散乱

せしむ。恰螢火の如し。その灯、白紙を以小蓮花を造り、

内ニ艾心を堅。その熟艾は焰硝を以煮る。火をその末に点

じたれば、或は流レにしたがひ、伏見豊後橋の下に到るもの

あり。僧徒、亥の刻ばかりに岡屋の前に帰る。○南国の風俗

中元の夜、家戸各羹飯を具へ、斎供を門前に羅、或は桐衢の

所、傷亡の野鬼を祝祀し畢りて、随て水燈三十六を捧げ、

流水に向ひて浮め去る。名つけて瘦狐といふ。燈は紙燈なり。

「月令広義」 照冥 「熙朝盛事」 施火燧 大文字の火、

鳥居火、船形の火、法妙の火。○七月十六日、今夜東(百四

十七オ) 山浄土寺の山上、薪を以大字を点す。この字画、

凡筆の及ぶ所にあらず。伝へいふ、室町家繁昌の日、遠望

遊観の為此を点せしむ。故に一条通を正面とすと。一説

に、延徳元年七月(十六日)、相国寺(小補軒) 横川和尚始

て作之。是將軍義尚追悼ノ為也。凡、この月六日より薪を

伐り、点火するに到りて、その事に預るもの数十家あり。今

日申の刻、各伐り乾ところの薪木を担ひ、山上に登る。凡、

大文字一画、長サ百五十間余、五尺斗を隔て薪木を積こ一

堆、その数四百八十余所。各薪を積終りて後、日の没するを

待て、同時に火を点す。この外、北山松崎に妙法の火を点

じ、船岡山には船の形の火を点じ、愛宕山には鳥居形の火を

点す。洛外所々の山岳、并に原野諸人集りて、枯麻の條、

櫛の枝、破子、公卿台の類を燎く。これを聖靈のおくり火と

いひ、又施火といふ。経木流(十六日) 摂州四天王寺の

東僧坊の前に、亀井の水あり。本名白石玉手の水といふ。む

かし白河法皇の上東門院、当寺に詣し時、その水盤に亀の形

あるを見て、白石玉手の水をもつて（百四十七ウ）亀井の水と詠ず。これその号の起るところなり。『新古今』、濁なき亀井の水を結びあげて心の塵をすゝぎつる哉。七月十六日、世俗、經書堂に於て經木の表に法名を記シ、この水を手向て靈魂を吊ふ。「撰陽群談」昔は月毎に六齋の日、講堂に於て經を誦し、參詣の戒名を名帳に記し、回向せしといふ。和泉式部參詣のとき、名を名簿にしるして詠る歌、梓弓はつるべしとは思へどかねてなき身のかすに入るかな。今の經木はこの名簿の遺意にや。○江戸の僧俗、七月盆中、船中に誦經し、經木に志す所の戒名を記さしめ、これを流水中に投す。これを川施餓鬼といふ。是、施餓鬼通覽の本文に據るものなり。又『水滸伝』に記す所の水陸堂は、この方にいふ川施餓鬼に似たり。閻魔參（十八日）閻魔王は地獄の主、鬼官の総司たり。「俱舍論」閻羅、此に遮といふ。「釈氏要覽」琰魔或は琰羅、此に静息と翻す。「翻訳名義集」冥府の十王は、第一に秦広王、第二初江王、第三宗帝王、第四五官王、第五琰魔王、第六變成王、第七泰山王、第八平等王、第九都（百四十八オ）市王、第十転輪王。世俗、十王のうち閻魔王あることをしりて、九王の名を知る者稀也。七月十六日を大齋日といふ。この日、善事を修し、奴僕にも暇をとらせ、京にては千本の閻魔堂へ參る。江戸にては赤坂心法寺、浅草御蔵前長延寺、深川寺町賢法寺へ世俗この寺を閻魔堂と稱す、牛込平川寺等の琰魔堂へ參詣する也。八幡安居の頭

（十五日）安居の頭は大經營也。故に三年已前、その頭人を指點す。先つ前年の十二月朔日より翌年の十二月十五日に到りて、八幡山下の郷家、安居の頭を勤む。郷家は村里中の長をいふ。その土地の中にて、姓氏あるもの也。又十二月八日、今日石清水安居頭人の宅に於て、達所小綱の神人、長吏の補任を授け、これを指擧といふ。又十二月九日、頭人の宅に於て、郷家衆を饗応し、能拍子等あり。これを古那志といふ。是、小習礼の訛か。又十二月十二日、頭人夫婦、杉山不動堂の前に於て垢離を修す。これを精進入といふ。又十二月十三日、頭人淨衣を着し、七所社參し奉幣（百四十八ウ）あり。頭人の婦も又これに従ふ。并に、郷家、烏帽子・淨衣を着し供奉す。その行粧、甚古風也。放生河に橋二ツあり。一は安吾橋と号く。是、安吾頭人の渡る橋なり。常に不淨の人を禁ず。頭人これをわたれば、今日より、山上相知る所の社僧の坊に止宿し、精進潔齋する也。この間、西郊桂の里の女子孫夜叉、白布を以頭髮をつみ、来りて桂鉛を捧ぐ。これを桂帽子と稱す。今、京の童謡にいふ桂帽子、是也。十二月十五日、安吾頭人夫婦社參、本社の前にななる松一本建て、白布二足をその上下の枝にかけ、人をして仮に猿のまねをしてその松に登せ、そのかけ布の枝を伐り携て頭屋に帰り、後代修頭の効とす。今七月十五日を以十二月十五日に換、安吾の頭の当日とす。《増山の井》に、今は十二月十五日とす、誤か。善福寺重相撲（十五日）江戸麻布雑色町にあり。

麻布山と号す。世俗、当寺を麻布殿と称す。開山了海上人は、親鸞上人の弟子也。当山はじめは天台宗にて、了海上人迄凡四百年(百四十九才)の古跡也といふ。親鸞上人、常陸の配所より帰京の時、当時に寄宿あり。浄土法問のうへ、了海信伏ありて親鸞上人の弟子となり、一向専念の行者となりて、真宗の道場にあらたむといふ。七月十五日は了海上人の忌日也。今日、寺内に祭る所の麻布権現の社前にて、童相撲あり。神事のころなるべし。祐天寺千部(十五日より廿五日迄) 明 顕山祐天寺は江戸驪黒にあり。開山は祐天大僧正たり。例年七月十五日より廿五日迄、阿弥陀経千口修行。この節、参詣おほし。衝突入 昔は諸国にてつと入とて、家戸秘蔵せる器物、或はその家の嫁・娘・妾・妻まで、常に見たきと思ふ物を客殿・居間に限らず、深く入りて恣に見し也。近曾まで勢州山田にありしゆゑ、世人、山田のつと入といふ。総て家財徒類を蓄るは、貪欲の道なる故、これを懺悔の爲に見せしといふ。七月十六日なり。今はこの事絶てなし。新綿 七月十六日、内裏貢の綿、云云。「藻汐艸」新綿とは蚕の綿也。蚕の繭、夏月に(百四十九ウ)熟して、秋初に綿絮を出す。故に新綿といふ。或説に木綿も秋也といへり。御霊の御出(十八日) 御霊の社は、上は京極の北西にあり、下は京極大炊の御門の北にあり。此社、はじめは近衛通り新町あり、上御霊は京極の西出雲寺の北にあり。上下御霊の社、毎年七月十八日御出、八月十八日祭礼

あり。神輿一基也。御霊八所は崇道天王、伊与親王、吉備聖霊、藤大夫広繼、藤原夫人、橘速勢、文屋宮田丸、火雷神、なり。世に火雷神を謂て菅家の霊とする者は誤り也。伝に云く、御霊八所の内、四所は桓武天皇の御時これを勧請し、下の四所は仁明天皇の御宇これを勧請す。上出雲寺を上御霊の神宮寺とし、下出雲寺を下の御霊の神宮寺とす。伝教大師の草創にして、今両寺ともに絶たり。寛文中、慈眼大師の遺誡によりて、久遠寿院准后、山城国宇治郡山科の郷に於て出雲寺を再興し給ひ、毘沙門天を安置したまふ御霊の社あり。是古を存するの遺意なり。上御霊の御旅所は京極通中御霊にあり。下御(百五十才)霊の御旅所は年々その所を定めず、その年、神事頭屋の家内に安置す。御旅所に在すの間を以御旅と称す。鷹の堀出 鳥屋出の鷹、七月十六日。「藻汐艸」鳥屋ふむとは、夏鳥屋に入れる也。四月八日に入て七月廿日に出す也。河箸鷹と申也。一説に、波斯国より出たるといふ。又鶴といふ字をはしたかとよめり。種々説あり。「西園寺殿百首抄」四月羽毛將に易らんとするとき、韋韜を解去り、鳥屋の内に放ツ。日を逐ふて脱落して又新毛を生じて、七月中旬に旧の如し。これを片鳥屋といふ。二歳毛を易るを両鳥屋といふ。三歳を両片鴈といふ。「和三」鷹の山別 鷹の山わかれば七月廿五日也。鷹の巢を立て、父母にわかるゝをいふ。○鷹は猛悪のの鳥也。子を生じて巢にあり、その子成長するときは親を食ふの意あり。父母これを

おそれて居るに、巢より一尺去て子を養ふ。故に一尺秤を呼  
て鷹科といふ。「下学集」鷹飼の山とは足高山也。鷹是より  
はじまる。足高明神は訪 諏明神也。飛鳥の別れもこの山よ  
り(百五十ウ) 始る也。「一條基房脚鈔」恒山之鳥生(四子)  
羽毛既成(将)分(四)海、其母悲鳴(送)之。是往而不(返)也。「孔  
子家語」[「說苑」一説に、凡、鷹を飼ふことは訪 諏明神始  
め給へり。故に、廿七日の御狭山祭に鷹も詣る因縁ありて、  
廿五日に巢を辞すといへり。○仁徳帝の時、依網の長倉の  
阿弭古、異鳥を捕へて献じて云ク、臣、毎に網を張り鳥を捕  
に、いまだ曾て是鳥の類を得ず。故に異也として、これを献  
ず。帝、酒の君を召て、鳥を示して曰、是何等の鳥ぞ。酒の  
君言ク、この鳥種類多く、百済にあり。馴てよく人にしたが  
ふ。又捷く飛て諸鳥を掠る。百済の俗、此鳥を号て俱知とい  
ふ(是今の鷹也)。乃チ酒の君に授て養馴しむ。いまだ幾時  
ならずして、韋縵を著て、和泉国百舌野の御狩に居出で、雉  
を捕しむ。この年八月、甫て鷹井部を定らる。故に時の人、  
その所を喚て鷹井邑といふ。蓋、酒の君は百済の人なり。  
鷹飼の事こゝに始る。鷹打チ 七八月の間、媒を以鷹を捕  
るを鳥屋待といふ。鷹の雛、巢を離れて飛翔り、みづから食  
ヲ求るとき、常に絶崖断廠の喬木を度る。その廠(百五十  
一オ)窟に茅條を結びて処り、鷹の到るを窺ひ、羅を樹間に  
張りて、死鳥を媒としてこれを捕ふ。これを網懸といひ、又  
鷹打といふ。『礼記』に、立秋の日鷹隼乃チ撃ツといふもの

は、鷹の諸鳥を撃也。是、あら鷹の諸鳥をとらんとする気色  
の出来たるをいふ。前の説とはたがへり。『笈小文庫』に、  
伊良虞崎骨山といふところは鷹打所也、南海の果にて鷹のは  
じめて渡る所といへり。いらこ崎、うたにもよめれば、いとど  
あはれなる折ふし、鷹一ツ見つけて嬉し伊良古崎、はせを。  
この鷹打ところと書たるは鷹捕る所と聞ゆる也。 あら鷹  
あらたにとらへていまだ人に馴さる鷹也。網がけのこと也。  
鳥屋勝 鷹、新毛を生じ、羽翼既に備りて時を出るとき、  
逸勢特に称すべし。これを鳥屋まさりといふ也。 初鷹狩  
初鳥狩 はつと狩、小たか狩、少しかはりめあれとも、万葉  
新点によらば差別なし。小鷹を秋とすることは、鶉・雲雀、  
その外秋の小鳥狩也。大鷹は冬とし、鶴・雁・鴨の類を狩也。  
大かた此こゝろ得にて置べし。「雑談抄」(百五十一ウ) はつ  
鳥狩、初鷹、秋也。鳥屋出の鷹をはじめてつかふなり。「貞  
徳説」初鳥狩は秋也。しかれども大鷹のこと也。「連歌新式  
抄」須磨の関秋萩しのぎ駒なへてはつ鳥がりだにせでやわか  
れん。「古今六帖」鷹鳥を祭ル 処暑の候(七月の中)鷹、  
鳥を食んと欲して食はず、用て始めて戮を行ふとは、時の令  
に順ふ也。「月令」愛宕火(廿四日) 伊丹池田の愛宕火、  
七月廿三日より廿四日に到る。摂州豊嶋郡池田村にあり。愛  
宕山は、古歌に所謂五月山也とぞ。山上に愛宕権現の社あり。  
毎年七月廿四日の夜、種々の灯籠に火を点じて愛宕火と名つ  
く。大坂北の町はづれより望み見れば星の如し。又愛宕の神

社、有馬郡道場河原新町口にあり。祭る所火産靈尊。毎年七月二十四日祭礼あり。世俗、これをあたご火と称す。「撰陽群談」地蔵祭（廿四日）洛外六所の地蔵詣なり。加茂、御菩薩池、山科、伏見、桂、大森これ也。凡、一日六所の行程十里余也。文徳天皇仁寿二年、小野篁、地蔵の像六体を造り、木幡の法雲山大善寺に安置す。故に（百五十二オ）この所を六地藏村といふ。その後、保元二年、平清盛六ヶ所に堂を造り、これをわかち置。七月廿四日供養、西光法師これを与り行ふ。今に到りて七月廿四日、諸人六所に詣ず。これを地藏祭といふ。洛下の兒童も又、各香花を街衢の石地蔵に供じてこれを祭る。又今日、六斎念仏の徒も亦、六所の堂に詣、大鼓を撃、鉦を鳴らし、以躡念仏をなす。俗、これを六斎太鼓と称す。洛東光福寺（干菜寺也）の一派也。○江戸にてもこの日、六地藏、并に芝愛宕権現等へまふづ。御狭山祭（廿七日）信州諏訪郡諏訪明神の祭也。上の諏訪は建御方富命、下の諏訪は八坂入姫命。「今在記」或説に、御射山祭は、薄にて神殿を造る。その外、人家も祭礼の間は、皆薄の穂にて造る。又みくさといふも、芒のこと也。『日本紀』第一に、野槌の神には五百箇野薦の八十五玉籤を採らしむ。是は天照太神を天の岩戸より出し奉らんとせし時のわざ也。よりて信州諏訪みさやま祭には薄を以幣とす。故に、みくさ菊信濃ともいふよし、或物に記したり。此祭には、遠笠かけを射て参らす也。その始は、田村將軍の安倍の高丸を伐ん

ために、（百五十二ウ）信濃国に到り、この神に祈申されしに、梶の葉の紋付し直垂着たる人、湖の波上に馬を走らせて笠懸射たりしとぞ。今笠懸射て神事とするは、この所以也。よりて趨波とも書て諏訪とよめりと、縁起に出ツ。当社は桓武の御宇、田村將軍の建立也といへり。この神はすべて田獵の事を主り給ふ也。

注

「日本文学研究」第四十八号（同第五十五号、大東文化大学日本文学会、二〇〇九年二月）二〇一六年二月。